

補償金の支払い

補償金の支払いは、分割払い(前払い金と後払い金の2段階)または、一括払いがあります。

分割払い

建物を移転する場合などで、前払い金が必要となる時などには、補償契約締結後、契約金額の70%の範囲内で前金払いをすることができます。この場合、あらかじめ所有権移転登記に必要な書類を提出していただきます。

残金は、建物などを移転し、土地の所有権移転登記が完了し土地を引き渡していただいた後にお支払いします。

一括払い

一括払いは、土地の所有権移転登記が完了し、土地の引渡を受けたときに契約金額の全額をお支払いします。なお、建物や立竹木等の物件を移転する必要がある土地の場合は、物件の移転が完了し、土地の引渡を受けてからお支払いします。

※補償金の支払は、請求書に基づき、銀行等の金融機関の預金口座に振込みます。